



# 熊本県公報

第 1 1 9 2 5 号

平成 22 年 7 月 16 日(金)

(毎週 火・金発行)

## 目 次

<b>告 示</b>	
○業務委託契約等に係る業者選定要領の一部を改正する要領…………… (管理調達課)	1
○熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領の一部を改正する要領…………… ( “ )	2
○低入札価格調査事務処理要領の一部を改正する要領…………… ( “ )	2
○指定居宅サービス事業者の指定…………… (高齢者支援課)	2
○指定介護予防サービス事業者の指定…………… ( “ )	2
○保安林の指定…………… (森林保全課)	3
○指定居宅サービス事業者の指定…………… (高齢者支援課)	3
○指定介護予防サービス事業者の指定…………… ( “ )	3
○臨時種畜検査の実施…………… (畜産課)	3
○道路の区域変更…………… (道路保全課)	3
○道路の供用開始…………… ( “ )	4
<b>公 告</b>	
○大規模小売店舗立地法に基づく届出…………… (商工振興金融課)	4
○大規模小売店舗立地法に基づく届出…………… ( “ )	5
○公共測量の終了…………… (監理課)	5
○公共測量の実施…………… ( “ )	6
○県営土地改良事業計画の変更…………… (農村計画・技術管理課)	6
○県有財産の売却…………… (管財課)	6
○熊本県伝統的工芸品の指定…………… (くまもとブランド推進課)	7
○熊本県伝統的工芸品の指定取消し…………… ( “ )	8
<b>登 載 依 頼</b>	
○第 2 回熊本県生物多様性保全戦略検討委員会の開催…………… (熊本県生物多様性保全戦略検討委員会)	8
○第 3 回荒瀬ダム撤去技術研究委員会…………… (企業局総務経営課)	9
○熊本県立学校管理規則の一部を改正する規則…………… (高校教育課)	9
○平成 22 年度熊本県高等学校産業教育整備事業に係るコンピュータ及び関連機器の借入に係る参加資格の告示…………… ( “ )	9
○平成 22 年度熊本県高等学校産業教育整備事業に係るコンピュータ及び関連機器の借入に係る入札公告…………… ( “ )	10
○熊本県市町村職員共済組合の平成 21 年度決算の公告…………… (熊本県市町村職員共済組合)	13

## 告 示

### 熊本県告示第 7 3 4 号

業務委託契約等に係る業者選定要領の一部を改正する要領を次のように定める。  
平成 2 2 年 7 月 1 6 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

業務委託契約等に係る業者選定要領 (平成 1 4 年熊本県告示第 8 0 5 号) の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「本庁各部 (局)」を「知事部局の本庁の部 (公室) 及び出納局」に改め、同項第 1 号を次のように改める。

- (1) 指名審査会は、部 (局) (知事公室を含む。以下同じ。) 長、部次長 (政策審議監及び部内局長を含む。以下同じ。) 及び当該部 (局) 長が指名した者を指名審査員として構成する。ただし、熊本県庁処務規程 (昭和 3 6 年熊本県訓令甲第 2 9 号。以下「県庁処務規程」という。) 又は熊本県庁処務規程に定める専決事項の特例に関する規程 (平成 2 2 年熊本県訓令第 4 0 号。以下「特例処務規程」という。) において、次長専決事項又は政策審議監及び部内局長専決事項の場合は、部長 (知事公室長を含む。以下同じ。) を除く。

第 2 条第 1 項第 2 号中「県庁処務規程」の次に「、特例処務規程及び熊本県出納局処務

規程（昭和36年訓令甲第30号。以下「出納局処務規程」という。）を加え、同号中ア及びイを次のように改める。

ア 会長が、部長の場合は部次長、出納局長の場合は筆頭課長

イ 会長が部次長の場合は筆頭課長

第2条第2項中「（総室及び室を含む。以下同じ）」を「（知事部局にあっては、課（総室・室・センター）をいう。以下同じ。）」に改める。

第2条第3項中「県庁処務規程」の次に「、特例処務規程」を加え、「各地方出先機関」を「各出先機関」に改める。

附 則

この要領は、告示の日から施行する。

**熊本県告示第735号**

熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領の一部を改正する要領を次のように定める。

平成22年7月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領の一部を改正する要領

熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項中「部（局）長」を「部局長（知事公室長を含む。）」に改める。

様式第4号中「部 課長（又は出先機関の長）」を「（主務課の長）」に改める。

附 則

この要領は、告示の日から施行する。

**熊本県告示第736号**

低入札価格調査事務処理要領の一部を改正する要領を次のように定める。

平成22年7月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

低入札価格調査事務処理要領の一部を改正する要領

低入札価格調査事務処理要領（平成15年熊本県告示第366号）の一部を次のように改正する。

6（2）中「事業担当部局長」の次に「（知事公室長を含む。）」を、「事業担当部局次長」の次に「（政策審議監及び部内局長を含む。）」を加え、「（総室、室を含む。）」を「（知事部局にあっては、課（総室・室・センター）をいう。）」に改める。

附 則

この要領は、告示の日から施行する。

**熊本県告示第737号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成22年7月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（通所介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
ケアライフ春日デイサービスセンター 熊本市春日七丁目16番12	有限会社ベストライフ	平成22年7月7日

**熊本県告示第738号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

平成22年7月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（介護予防通所介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
ケアライフ春日デイサービスセンター 熊本市春日七丁目16番12	有限会社ベストライフ	平成22年7月7日

**熊本県告示第739号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成22年7月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林の所在場所 熊本県葦北郡津奈木町大字岩城字竹中538番2
- 2 指定の目的 落石の危険の防止
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
 （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県芦北地域振興局並びに津奈木町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**熊本県告示第740号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成22年7月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（通所介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
デイサービスセンターしみず 熊本市新南部三丁目7番133	有限会社健康福祉社アフ ティアール	平成22年7月8日

**熊本県告示第741号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

平成22年7月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（介護予防通所介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
デイサービスセンターしみず 熊本市新南部三丁目7番133	有限会社健康福祉社アフ ティアール	平成22年7月8日

**熊本県告示第742号**

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項第2号の規定により臨時種畜検査を次のとおり実施するので、家畜改良増殖法施行規則（昭和25年農林省令第96号）第2条第2項の規定により公表する。

平成22年7月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 実施の目的  
優良な種畜を確保し、家畜の改良増殖を促進するため
- 2 検査対象  
家畜改良増殖法第4条に規定する牛
- 3 検査の期日及び場所

検 査 日	時 間	場 所
平成22年8月6日（金）	午後2時から	社団法人家畜改良事業団熊本種雄牛センター （阿蘇郡西原村）

**熊本県告示第743号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成22年7月16日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年7月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	中河間多 良木線	球磨郡多良木町大字久米字石 原 320番1地先から 同町大字久米字伏間田 2874番1地先まで	前	5.2 ～ 8.9	444.6	単道改 (改築 に伴う 拡幅)
			後	11.8 ～ 15.9		

2 区域を変更する期日 平成22年7月16日

熊本県告示第744号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成22年7月16日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年7月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	熊本玉名線	熊本市河内町岳 5番2地先から 同所 1804番5地先まで	140.0	単道改 (仮設 道路)

2 供用を開始する期日 平成22年7月16日

公 告

熊本県公告第410号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出を縦覧に供する。

平成22年7月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

本山ショッピングプラザ  
熊本市本山町字原萩143-1

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置し、小売業を行う者の住所及び代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社ホームセンターサンコー 熊本市東町二丁目1番15号 代表取締役 青山好二	代表取締役 長野冬彦
株式会社イエローハット 東京都目黒区青葉台二丁目19番10号 代表取締役 鍵山幸一郎	東京都中央区日本橋馬喰町一丁目4番 16号 代表取締役 堀江康生

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

変更前	変更後
ゼビオ株式会社 福島県郡山市朝日三丁目7番35号 代表取締役 諸橋延茂	代表取締役 諸橋友良

3 変更の年月日

(1) 株式会社ホームセンターサンコーの代表者

- 平成21年11月18日
- (2) 株式会社イエローハットに係る事項
  - (ア) 住 所 平成21年 6月26日
  - (イ) 代表者 平成20年10月 1日
- (3) ゼビオ株式会社の代表者  
平成15年 2月27日
- 4 変更する理由  
本社の移転及び代表者変更のため
- 5 届出年月日  
平成22年6月21日
- 6 届出の縦覧場所及び縦覧期間
  - (1) 縦覧場所  
熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課
  - (2) 縦覧期間  
平成22年7月16日から平成22年11月16日まで

**熊本県公告第411号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出を縦覧に供する。

平成22年7月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ホームセンターサンコー東町店  
熊本市東町二丁目1番15号
- 2 変更した事項
  - (1) 大規模小売店舗を設置し、小売業を行う者の住所及び代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社イエローハット 東京都目黒区青葉台二丁目19番10号 代表取締役 鍵山幸一郎	東京都中央区日本橋馬喰町一丁目4番16号 代表取締役 堀江康生

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社ホームセンターサンコー 熊本市東町二丁目1番15号 代表取締役 青山好二	代表取締役 長野冬彦

- 3 変更の年月日
  - (1) 株式会社イエローハットに係る事項
    - (ア) 住 所 平成21年 6月26日
    - (イ) 代表者 平成20年10月 1日
  - (2) 株式会社ホームセンターサンコーの代表者  
平成21年11月18日
- 4 変更する理由  
本社移転並びに代表者の変更のため
- 5 届出年月日  
平成22年6月21日
- 6 届出の縦覧場所及び縦覧期間
  - (1) 縦覧場所  
熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課
  - (2) 縦覧期間  
平成22年7月16日から平成22年11月16日まで

**熊本県公告第412号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により益城町長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公告する。

平成22年7月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公共測量（益城町1／2，	平成21年8月4日から	上益城郡益城町全域

500都市計画図作成)	平成22年3月31日まで
-------------	--------------

**熊本県公告第413号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法14条第1項の規定により熊本地方法務局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公告する。

平成22年7月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公共測量（地図混乱地域における不動産登記法第14条第1項地図作成）	平成22年7月1日から 平成23年3月31日まで	熊本市武蔵ヶ丘一丁目、龍田弓削一丁目、同二丁目、龍田町弓削

**熊本県公告第414号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、県営中島地区（萱野工区）土地改良事業（区画整理）の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。

平成22年7月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 縦覧に供する書類  
変更後の県営中島地区（萱野工区）土地改良事業（区画整理）計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成22年7月20日から平成22年8月16日まで
- 3 縦覧場所  
山都町役場

**熊本県公告第415号**

県有財産を次のとおり売却する。

平成22年7月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 物件の表示  
所在 上天草市大矢野町中字汐垂2435番5  
地目 宅地  
地積 3,034.13平方メートル（実測）  
最低売却価格 37,623,000円
- 2 入札参加資格  
次のいずれかに該当する者は、この入札に参加できない。  
(1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者  
(2) 破産者で復権を得ない者  
(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号に掲げる者で、当該各号に該当する事実があった後3年を経過していないもの  
(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団等であるとして熊本県警察本部から排除要請があった者
- 3 入札参加要領・契約条項を示す場所  
熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県総務部管財課 096-333-2122
- 4 入札期日及び場所  
平成22年9月9日（木）午前11時  
上天草市大矢野町上1514 上天草市大矢野庁舎 書庫棟二階会議室
- 5 開札期日 入札終了後即時
- 6 入札参加申込書  
この入札に参加しようとする者は、次により所定の入札参加申込書等を提出しなければならない。  
提出方法 持参又は郵送による。  
提出期限 平成22年9月2日（木）午後5時  
(郵送の場合は提出期限までに必着のこと)  
提出先 熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県総務部管財課
- 7 入札保証金  
この入札に参加しようとする者は、入札金額の100分の5以上の金額を入札保証金として納付するものとする。この場合において、納付は、現金又は銀行が振り出し、若

しくは支払保証をした小切手により行わなければならない。なお、入札保証金は、落札者が契約を締結しないときは、熊本県に帰属する。

8 契約締結期限

平成22年9月22日（水）午後5時

9 契約保証金

契約しようとする者は、契約金額の100分の10以上の金額を契約と同時に契約保証金として納付するものとする。この場合において、納付は、現金又は銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手により行わなければならない。

10 その他

(1) 売買代金納入期限 契約締結日から30日以内

(2) 契約締結場所 別途指定する。

(3) 入札参加者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令、熊本県財産条例（昭和39年熊本県条例第23号）、熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号）、入札参加要領等を承知のうえ、入札するものとする。

(4) 問い合わせ先

熊本県総務部管財課（電話096—333—2122）

**熊本県公告第416号**

熊本県伝統的工芸品の指定要項第3条の規定により熊本県伝統的工芸品として平成22年7月7日付けで次の14件を指定した。

平成22年7月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

指定番号	大区分	工芸品名	組合名又は氏名	指定条件
180	木工品	一勝地曲げ	淋正司	なし
181	玩具	きじ馬、花手箱、羽子板	宮原工芸 代表 宮原清光	なし
182	竹製品	竹工芸	山田庸介	なし
183	その他	和太鼓	有限会社宮村太鼓店 代表 宮村幹男	なし
184	陶磁器	丸尾焼	クラフトワン株式会社 代表 金澤一弘	なし
185	玩具	天草バラモン凧	天草凧の会 代表 竹本二三四	なし
186	竹製品	番匠笠	村上マサエ	なし
187	陶磁器	御船窯	津金日人夢	なし
188	陶磁器	小代焼	野田義昭	なし
189	紙工品	和紙	株式会社水俣浮浪雲工房 金刺潤平	なし
190	その他	草木染、木綿手織布、紙布	株式会社水俣浮浪雲工房 金刺宏子	なし
191	陶磁器	みさの窯	田中博（東米）	なし
192	竹製品	いわし籠	高橋昭	なし
193	金工品	人吉球磨刃物	樺山明	なし

**熊本県公告第417号**

熊本県伝統的工芸品の指定要項第9条及び第10条の規定により熊本県伝統的工芸品の指定について本人死亡等の理由により平成22年7月7日付けで次の23件を取り消した。

平成22年7月16日

熊本県知事 蒲島郁夫

指定番号	大区分	工芸品名	取消件数
13 94 95	金工品	手打刃物	3件
131	金工品	牛深鉾	1件
28	陶磁器	水の平焼	1件
29	陶磁器	丸尾焼	1件
52-1 52-3 52-4 52-7 52-8 52-9 52-12	紙工品	山鹿灯籠	7件
53	紙工品	来民うちわ	1件
68	玩具	きじ馬、花手箱	1件
73	玩具	天草バラモン凧	1件
114	玩具	さくらてまり	1件
107 108 109 110 111	竹製品	竹籠	5件
129	木工品	めんつ・柄杓	1件

**登載依頼****熊本県生物多様性保全戦略検討委員会公告第2号**

熊本県生物多様性保全戦略検討委員会の会議を次のとおり開催する。

平成22年7月16日

熊本県生物多様性保全戦略検討委員会  
委員長 内野 明徳

- 1 開催日時  
平成22年7月22日（木）  
午前10時から午前11時30分まで
- 2 開催場所  
熊本県庁行政棟本館5階 審議会室
- 3 議題  
(1) 戦略の骨子案について  
(2) 戦略素案前半について
- 4 傍聴者の定員  
10人
- 5 傍聴手続  
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付の上、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。  
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先  
熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号  
熊本県生物多様性保全戦略検討委員会事務局（熊本県環境生活部自然保護課自然環境班）  
（電話096-333-2275（ダイヤルイン））



**熊本県企業局公告第3号**

荒瀬ダム撤去技術研究委員会（第3回）を次のとおり開催する。

平成22年7月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開催日時  
平成22年7月23日（金）  
午後2時から午後4時まで
- 2 開催場所  
熊本市水前寺六丁目18番1号  
熊本県庁新館2階 多目的AV会議室
- 3 議題  
(1) 「荒瀬ダム撤去技術研究委員会報告書」のとりまとめ  
(2) その他
- 4 傍聴者の定員  
20人
- 5 傍聴手続  
(1) 荒瀬ダム撤去技術研究委員会（以下「委員会」という。）の傍聴を希望する者は、委員会の開催予定時刻の30分前から10分前までに受付を行うこと。  
(2) 希望者が定員を超えた場合は、抽選とする。  
(3) 会議室への入場等については、係員の指示に従うこと。
- 6 問い合わせ先  
熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号  
熊本県企業局総務経営課荒瀬ダム撤去準備室  
電話番号096-333-2600

熊本県立学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年7月16日

熊本県教育委員会委員長 古 莊 文 子

**熊本県教育委員会規則第13号**

熊本県立学校管理規則の一部を改正する規則  
熊本県立学校管理規則（昭和32年11月9日熊本県教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。  
第6条の3の表中

熊本県立宇土高等学校	熊本県立宇土中学校	を
「		
熊本県立玉名高等学校	熊本県立玉名高等学校附属中学校	に改める。
熊本県立宇土高等学校	熊本県立宇土中学校	
」		

附 則  
この規則は、平成22年8月1日から施行する。

**熊本県教育委員会告示第3号**

地方公共団体の物品等又は特手役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

平成22年7月16日

熊本県教育長 山本 隆生

- 1 競争入札に付する事項  
平成22年度熊本県高等学校産業教育設備整備事業に係るコンピュータ及び関連機器の借入
- 2 入札参加資格  
物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）による審査のうえ、入札参加資格を有すると決定された者であること。  
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等  
(1) 申請の方法  
2に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、3の（2）の場所に持参又は郵送（書留郵便に

- 限る。)により提出すること。
- (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先  
 熊本県出納局管理調達課管理審査班(県庁行政棟本館2階)  
 郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号  
 電話 096-333-2581(ダイヤルイン)
- (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間  
 公告の日から平成22年8月9日(月)まで(閉庁日を除く。)の午前8時30分  
 から午後5時までとする。ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
- (4) 資格審査結果の通知  
 資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
- (5) 入札参加資格の有効期間  
 入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成24年3月31日までとする。
- (6) 有効期間の更新手続  
 前項の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく入札参加資格審査申請の受付を平成24年1月4日から平成24年1月31日(閉庁日を除く。)まで行う。

熊本県教育委員会公告第13号

次のとおり一般競争入札に付する。  
平成22年7月16日

熊本県教育長 山本 隆生

- 1 入札に付する事項
  - (1) 借入物品及び数量  
 ア 教育用コンピュータ 347セット  
 イ サーバ 9セット  
 ウ その他周辺機器及びソフトウェア
  - (2) 借入物品の規格、品質等  
 入札仕様書及び要求仕様書による。
  - (3) 借入期間  
 平成22年10月1日から平成28年8月31日まで
  - (4) 納入期限  
 平成22年9月30日(木)
  - (5) 納入場所  
 要求仕様書による。
  - (6) 入札金額  
 入札金額は、賃借料1月当たりの借入代金とする。見積りに当たっては、71月賃借料率で計算すること。  
 なお、落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額により入札すること。
  - (7) 最低制限価格の設定  
 本競争入札には、最低制限価格は設けていない。
  - (8) その他  
 ア 本競争入札は、電子入札システムを利用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による参加もできる。ただし、電子入札システムに利用者登録が完了している者は、電子入札によるものとする。  
 イ 本競争入札は、競争入札参加資格確認のため、入札前に3に記載する競争入札参加確認申請書及び確認資料の提出が必要な入札である。
- 2 入札参加者の資格に関する事項  
 次に掲げる条件をすべて満たす者であること。
  - (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。)による審査のうえ、有資格者として営業種目「リース・レンタル(取扱業種OA機器類)」に登録された者であること。  
 なお、入札参加資格を有しない者は、次により入札参加資格審査の申請を行うこと。
    - ア 審査申請の受付期間  
 公告の日から平成22年8月9日(月)まで(閉庁日を除く。)の午前8時30分から午後5時までに提出すること。  
 ただし、受付期間の終了後も入札書締切予定日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
    - イ 審査申請書の提出先及び問い合わせ先  
 熊本県出納局管理調達課管理審査班(県庁行政棟本館2階)

- 郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号  
電話番号 096-333-2581
- ウ 申請の方法  
要綱に定める「競争入札参加資格審査申請書」に必要書類を添付し、持参又は郵送により提出すること。  
なお、申請様式及び提出書類の詳細については、熊本県ホームページの「申請書様式ダウンロード」のページで確認することができる。
- エ 資格審査結果の通知  
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者については、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者については、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
- (4) 入札及び開札の時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）による指名停止期間中でないこと。
- (5) 要求仕様書の内容を満たしていること。
- 3 入札参加のための確認申請  
本競争入札に参加を希望する者は、2の(2)～(5)に示す要件を満たしているかの確認を受けるため、次により「競争入札参加資格確認申請書」及び確認資料（以下「申請書等」という。）を提出しなければならない。  
なお、期限までに申請書等を提出しない者並びに確認の結果要件を満たしていないと認められた者は、本競争入札に参加することができない。
- (1) 提出方法及び提出場所  
ア 電子入札システムによる入札参加の場合  
申請書等を電子入札システムにより提出すること。  
なお、確認資料の容量が1MBを超える場合には、4の(1)に示す場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）することとし、持参又は郵送する書類の目録を電子入札システムで提出すること。  
イ 書面による入札（以下「紙入札方式」という。）参加の場合  
申請書等を4の(1)に示す場所に持参又は郵送すること。  
なお、郵送の場合は、提出期間内に必着すること。
- (2) 提出期間  
公告の日から平成22年8月16日（月）午後5時15分まで（閉庁日を除く。）に提出すること。
- (3) 確認結果の通知  
確認の結果は、「競争入札参加資格確認結果通知書」により通知する。
- 4 入札執行の日時、場所等
- (1) 契約条項を示す場所  
熊本県教育庁高校教育課産業教育指導係（熊本県庁行政棟新館6階）  
郵便番号 862-8609 熊本市水前寺六丁目18番1号  
電話番号 096-333-2717 ファックス番号 096-384-1563
- (2) 入札仕様書等  
ア 閲覧（交付）の期間  
公告の日から平成22年8月16日（月）まで（閉庁日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。  
イ 閲覧（交付）の場所  
電子入札システムホームページ（入札情報公開サービスシステムの入札公告等情報）にて閲覧又は4の(1)に記載する場所で交付する。
- (3) 入札説明会  
ア 日時 平成22年7月26日（月）午前10時00分から  
イ 場所 熊本市水前寺六丁目18番1号  
熊本県教育庁高校教育課内打合せ室（熊本県庁行政棟新館6階）
- (4) 入札の日時及び場所  
ア 電子入札システムによる入札
- 3の(3)記載の確認結果の通知を受けた日時から、平成22年8月24日（火）午後5時15分までに入札すること。
- イ 紙入札方式による入札  
(ア) 日時 平成22年8月25日（水）午前9時30分  
(イ) 場所 熊本市水前寺六丁目18番1号  
熊本県教育庁高校教育課産業教育指導係（熊本県庁行政棟新館6階）
- (5) 開札の日時及び場所  
4の(4)のイに同じ。
- (6) 再度の入札  
開札後、落札者がいない場合は再入札を行う。  
再入札を行う場合、電子入札により入札書を提出した者については、再入札の通知を受け

た日時から、平成22年8月25日（水）午前10時30分までに電子入札システムにより入札すること。

## 5 入札方法等

### (1) 入札方法

ア 電子入札システムによる入札の場合

4の(4)のアの締切日時までに電子入札システムにより入札書を提出すること。

ただし、入札参加者側のシステム障害等やむを得ない事情があり、入札書受付締切予定日時までに「熊本県電子入札システム紙入札移行承認願」を4の(1)に示す場所に提出し、県（契約担当者）から承認を受けた場合は、イの紙入札方式によるものとする。

イ 紙入札方式により持参する場合

別に定める別紙様式3の「入札書」により作成し、4の(4)のイの日時及び場所に持参し、提出すること。

ただし、代理人をして入札するときは、別に定める別紙様式2の「委任状」を入札書と同時に提出すること。

なお、郵送を認めるが、次の事項に留意のうえ、必ず平成22年8月24日（火）までに4の(1)に記載する場所に必着するよう郵送（書留郵便に限る。）すること。

(ア) 封筒は二重封筒とし、表封筒に「入札書在中」及び「親展」、中封筒に「委託業務の名称」及び「開札日時」を朱書きすること。

(イ) 再入札を予想する場合は、中封筒に「再入札書」、「委託業務の名称」及び「開札日時」を朱書きし、同封すること。

### (2) 開札の方法

開札は、電子入札システムにおいて行う。

ただし、紙入札方式において入札した者がいる場合は、入札に参加した者又はその代理人の立会いのもとに行うものとする。この場合において、入札に参加した者又はその代理人が立会わない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立会わせてこれを行う。

### (3) 入札の回数

入札回数は2回までとする。開札後、落札者がいない場合は、再入札を行う。

なお、再入札書の締切日時までに再入札書を提出しなかった者及び紙入札方式により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかった者は再入札を辞退したものとみなす。

### (4) 落札者の決定方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

なお、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合は、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。

### (5) 無効の入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 競争入札に参加する資格を有しない者のした入札

イ 紙入札方式による入札において、委任状を提出しない代理人のした入札

ウ 紙入札方式による入札において、記名押印を欠く入札

エ 紙入札方式による入札において、金額を訂正した入札

オ カ 紙入札方式による入札において、誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札は2人以上の代理をした者の入札

キ 紙入札方式による入札において、2以上の意思表示をした入札

ク 紙入札方式による入札において、くじ番号の記入がない入札

ケ 電子入札システムによる入札において、入札、見積及び契約権限のない者のICカードを使用して提出された入札

コ 民法（明治29年法律第89号）第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札

サ 明らかに連合によると認められる入札

シ その他入札に関する条件に違反した入札

(6) 入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、

入札の執行を延期し、若しくはこれを取りやめることがある。

(7) 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

(8) その他

入札仕様書等に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）及び熊本県電子入札（物品調達・業務委託契約等）運用基準の規定を準用する。

## 6 契約の締結

### (1) 契約書作成の要否

要

### (2) 契約の締結期限

落札者決定の日から14日以内とする。

- (3) 落札者からの契約締結の申出期限  
落札者決定の日から7日以内とする。
- 7 入札保証金及び契約保証金
  - (1) 入札保証金  
免除する。
  - (2) 契約保証金  
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。  
ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。  
イ 契約しようとする者が、過去2年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき。(その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)
- 8 その他
  - (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨とする。
  - (2) 本一般競争入札公告は、入札説明書を兼ねる。
  - (3) 本競争入札は、世界貿易機関(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- 9 Summary
  - (1) Name and quantity of commodity  
A set of personal computers for education  
347 personal computers  
9 servers
  - (2) Deadline to supply commodity  
peripheral equipments and softwares  
September 30th 2010
  - (3) Place to supply commodity  
Shown in the bid explanation form
  - (4) Date and place to submit bidding proposal  
August 25th 2010 9:30 am  
Senior High School Education Division,  
6th floor, New building Prefectural Office of Kumamoto
  - (5) Deadline to submit bidding proposal by mail  
August 24th 2010
  - (6) Language and currency to be used for bidding  
Japanese language and currency only
  - (7) Name of the department in charge of this bidding contract  
Senior High School Education Division  
Board of Education Prefectural Office of Kumamoto  
6-18-1 Suizenji, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture, 862-8609 Japan  
Phone: 096-333-2717 Fax: 096-384-1563

熊本県市町村職員共済組合定款第5条の規定に基づき、平成21年度決算の要旨を公告する。

平成22年7月16日

熊本県市町村職員共済組合  
理事長 前 畑 淳 治

損益計算書の要旨

(単位:千円)

経理区分	短期	長期	預託金管理	業務	保健	貸付	物資
収	負担金	13,965,972		149,778	148,604		
	短期負担金	4,066,994					
	介護負担金	287,115					
	掛金	7,173,504			144,618		
	短期掛金	3,797,410					
	介護掛金	287,056					
	短期任意継続掛金	227,714					
	介護任意継続掛金	22,915					
	組合員貸付金利息					257,920	
	受託商品手数料						36,951
	連合会からの交付金	621,849		59,749	4,893	24,140	
	利息及び配当金		236,435	605	358	263	15,593
	短期利息及び短期配当金	763					
	介護利息	24					
入	その他収入	158,045		341	177	769	21,774
	他経理から繰入			27,625			
	前年度繰越支払準備金	768,112					
	前期損益修正益	122			4		
	計	10,238,119	21,139,476	236,435	238,098	298,654	283,092
支	給付金	4,882,670					
	役員給与			128,921	24,885	27,274	21,991
	厚生費			135	246,046	27	18
	特定健康診査等費				12,959		
	旅費・事務費			9,192	3,363	6,330	3,797
	委託費			6,633	5,198	677	2,278
	賃借料			4,298	4,834	6,963	9,987
	普及費			1,777	171	1,555	1,230
	負担金			20,368	3,785	4,266	3,671
	負担金払込金		13,965,972				
	掛金払込金		7,173,504				
	貸倒引当金繰入						11,824
	支払利息			236,435		211,104	11,792
	老人保健拠出金	94					
	退職者給付拠出金	308,228					
	前期高齢者納付金	1,676,059					
	後期高齢者支援金	1,545,394					
	病床転換支援金	1,258					
	介護納付金	605,173					
	連合会分担金				162		
	事務費負担金払込金			66,551			
	連合会払込金	128,507				19,448	
	連合会拠出金	355,642					
	貸付債権保全金					22,816	
	他経理へ繰入	27,625					
	その他支出	305,736		2,226	124	500	12,971
	次年度繰越支払準備金	765,504					
	前期損益修正損	70			1		
	計	10,601,960	21,139,476	236,435	240,101	301,528	300,960
	差引当期利益金又は当期損失金(△)				△2,003	△2,874	△17,868
	差引当期短期利益金又は当期短期損失金(△)	△355,008					
	差引当期介護利益金又は当期介護損失金(△)	△8,833					

貸借対照表の要旨

資産	流動資産	1,087,681	125	8,029	438,950	294,841	265,022	657,952
	固定資産			9,343,852	4,254		9,031,770	
	資産合計	1,087,681	125	9,351,881	443,204	294,841	9,296,792	657,952
負債	流動負債	386,750	125		6,256	869	507	76,913
	固定負債	765,504		9,351,881	162,102	39,148	8,499,825	517,861
	負債合計	1,152,254	125	9,351,881	168,358	40,017	8,500,332	594,774
資本	利益剰余金(欠損金)	△64,573			274,846	254,824	796,460	63,178
	資本合計	△64,573			274,846	254,824	796,460	63,178
	負債・資本合計	1,087,681	125	9,351,881	443,204	294,841	9,296,792	657,952